

しんきんフリーローンCan! ((一社) しんきん保証基金保証)

ご利用いただける方	①～④のすべての条件を満たす方 ① 当金庫の営業地区内に居住または勤務する個人、個人事業主の方 ② 満20歳以上で最終返済時の年齢が75歳以下である方 ③ 安定継続した収入のある方 ④ 保証会社（一般社団法人しんきん保証基金）の保証が得られる方
お使いみち	・ご自由です（事業資金も可）。
お借入金額	・500万円以内(1万円単位)
お借入期間	・3カ月以上10年以内
お借入金利	・固定金利 ・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます。 ※5つの金利によって同時審査いたします。 ※カードローン契約のある方(同時契約可)は、特別金利が適用されます。 ※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。金融情勢等により、変更させていただく場合があります。 ※現在のお借入金利については、窓口または当金庫ホームページでご確認ください。
ご返済方法	・元金均等または元利均等毎月返済とし、ボーナス併用(お借入金額の50%以内)もご利用いただけます。 ※元金据置期間は6ヶ月以内 ・毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に、元金および利息をお支払いいただきます。
担保・保証人	・不要です。(保証会社である(一社)しんきん保証基金が保証をいたします)
保証料	・お借入金利に含みます。
事務手数料	・融資実行時に1,100円(税込)が必要となります。
遅延損害金	・ご返済を遅延された場合、遅延損害金をいただきます。 (1年365日とする日割り計算)
苦情処理措置 ・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部(9時～17時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

その他参考となる事項	・審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。 ・店頭またはホームページで返済額のシミュレーションができます。
必要書類	・ご本人確認書類（写） ・ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届出印鑑） ※お申込金額が300万円超の場合、所得証明資料が必要となります。 ※他の必要書類等については、窓口にお問い合わせください。